

■再評価審議案件

事業区分	事業名		事業採択年度	前回評価年度	再評価理由(事後評価)		特に重点的な審議を要する案件 事務局(案)							備考
						⑤の理由		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	重点の理由	
道路	1	東関東自動車道水戸線(潮来～鉾田)	H21	R1	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要性が生じたため	重点			○			発生土の処理方法の変更等による事業費増のため	一体評価による 包括協議
	2	一般国道246号 厚木秦野道路	H10	H28	④		重点			○			埋蔵文化財調査面積・費用の増加等による事業費増のため	
	3	一般国道246号 厚木秦野道路(伊勢原西～秦野中井)	H26	H28	④		重点			○			埋蔵文化財調査面積・費用の増加等による事業費増のため	

◆再評価理由

- ①:事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②:事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③:準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④:再評価実施後5年間が経過している事業
- ⑤:社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業

◆重点審議案件の選定

- (a)事業計画が顕著に変更された事業
- (b)推定便益が顕著に減少する事業
- (c)推定事業費が顕著に増加する事業
- (d)事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e)その他の要因

審議件数(再評価): 3件

◆一括審議案件の選定

前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、重点審議案件として扱う。

■事後評価審議案件

事業区分	事業名		完了年度	事後評価の理由	備考
道路	1	一般国道4号 古河小山バイパス	H28	事業完了後一定期間が経過したため	
	2	一般国道6号 土浦バイパス	H28	事業完了後一定期間が経過したため	
	3	一般国道16号 入間狭山拡幅	H28	事業完了後一定期間が経過したため	
港湾	1	茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区国際物流ターミナル整備事業	H28	事業完了後一定期間が経過したため	

審議件数(事後評価): 4件



